

富士宮市富士山SDGs人材マッチングサイト運営事業
業務委託仕様書

1 業務名

富士宮市富士山SDGs人材マッチングサイト運営業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

富士宮市が指定する場所

4 総合評価に係る提案書の扱い

公募型プロポーザル方式において提出された提案書は、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。

5 事業の目的

人口減少が避けられない中、地域に眠っている労働力（出産・介護による離職者、高齢者、障がい者、引きこもり者、外国人、生活保護者など）が地域社会とつながり、その能力を発揮できる社会を構築するため、多様な人材・働き手と企業や各種団体等の受け入れ側のニーズとシーズをマッチングすることで働き手は「自由な時間にいつまでも働ける」状態、企業や各種団体は、人手不足や担い手不足を補うことで、市民全員が地域社会で活躍できているウェルビーイングの高いまちである状態を目指す。

なお、本事業は、地域経済の活性化を図ることはもちろんであるが、主に女性の社会復帰、引きこもり者、生活保護者の社会参加など、社会面を強く意識したものであるため、SDGsの「だれ一人取り残さない」理念を切り口とした事業とする。

6 事業の概要

受託者が本仕様書に基づき実施する委託業務の概要は、下記のとおりである。なお、本事業の実施にあたり、上記5の趣旨を十分に踏まえるとともに、委託者に提案した内容を遵守すること。

また、委託者が指定する事項に対し、事業実施の目標値を提出し、その達成のため万全を期すこと。

（1）事業の概要

単日短時間就労等により、働き手が希望する働き方を実現できる就労先とのマッチングを図るため、民間事業者が運営するマッチングサービスの就労マッチングスキームを取り

入れ、労働力を内外から掘り起し、市内事業者とつなげる富士宮市公式の人材マッチングサイト（アプリケーションやウェブサイト上で展開）を開設・運用する。

また、多様で柔軟な働き方を実践できる人材発掘及び活用を目的とし、求職者や市内事業者に対する上記マッチングサイトの利用促進を図る。

（２）事業の対象者

市内外の求職者及び市内事業者

（３）支援の概要

対象者に対し、以下の支援を行う。

ア 富士宮市公式の人材マッチングサイトの開設・運用

イ 求職者に対するサービス利用の促進（プラットフォーム登録の促進）

ウ 市内事業者に対するサービス利用の促進（事業者説明会の開催、求人開拓）

（４）開設期限・運用開始

公式サービスの開設期限は令和７年７月３１日とし、運用開始日は令和７年８月１日とする。

７ 業務の内容

本事業では、上記「５ 事業の目的」を実現するために、以下の内容及び企画提案書に基づき、市と緊密に連携した運営を行う。

（１）システムの構築と地域における柔軟な就労環境の普及

富士宮市主体の公式マッチングサイトを構築し、市内外の働き手が応募できる環境を整備する。企業独自の人材マッチングプラットフォームの構築を支援し、地域における DX 化の推進と多様で柔軟な就労環境の普及を図る。

- ①求職者向けマッチングサイトの構築、維持管理・運営
- ②市内事業者向け利用申込サイトの構築、維持管理・運営
- ③効果検証のための各種データ分析サイトの構築、維持管理・運営
- ④マッチングサイトの普及促進活動並びに利用者への支援活動
- ⑤企業独自の人材マッチングプラットフォームの構築依頼の受付・支援

（２）システム構築の条件

①公共性

ア 多くの企業が利用できる仕組み

- ・幅広い業種が利用できること。
- ・事務負担が少なく、大小様々な企業が利用できること。

イ 多くの人が働ける仕組み

- ・専門性の有無に関わらず、就業できる仕組みであること。
- ・子育て、介護世代、シニア世代などが活躍できる仕組みであること。
- ・引きこもり者など福祉分野の対象者が使いやすい仕組みであること。
- ・市内外の求職者が応募、就業できること。
- ・国籍、性別、年齢、居住地域問わず応募、就業できること。

ウ コンプライアンス遵守・労働者保護

- ・直接雇用によるマッチングになること。
- ・労働者への賃金未払いが発生しない仕組みであること。
- ・休業手当、割増賃金などが計算され労働者へ適切に支払われる仕組みであること。
- ・年少者や外国籍者の就業が適切に制限される仕組みであること。

②持続性及び発展性

ア 自治体の負担少

- ・自治体がサービスを維持できる仕組みであること。
- ・季節による人員ニーズを相互補完できるよう、自治体と自治体のプラットフォームが繋がる仕組みであること。

イ 企業の労働力不足の解消

- ・長期雇用につながる仕組みであること。
- ・希望する企業各社が独自の人材プラットフォームを構築できること。
- ・企業は求人情報を独自の人材プラットフォーム、または自治体の公式マッチングサイトへ効率的に掲載できること。
- ・マッチング後に人材を企業独自の人材プラットフォームに登録し効率的に母集団を形成できること。
- ・企業各社で抱えている自社会員と外部求職者の一元管理で採用業務の効率化が図れること。

ウ データ化及び可視化

- ・性別、世代別、地域別の登録状況や就労実績、所得、税収などを可視化し事業の効果測定を可能にすること。
- ・企業・求職者の活動状況をデータ化し雇用支援に活用できること
- ・地域間の供給労働時間、支給給与額が可視化される仕組みであること。

③実現性及び運営体制

ア プラットフォームの構築実績

- ・これまでに企業や自治体のマッチングプラットフォームを構築した実績があること。
- ・事業の実現に必要な知財や技術があること。

イ 事業計画と運営フォロー

- ・システムの導入計画、利用者への普及計画、目標の設定など、総合的な事業計画を提案・管理できること。
- ・システム導入後も継続した自治体への運営フォローを実施すること。
- ・求職者及び企業からの問い合わせに対応することとし、改善要望等のヒアリングも実施すること。
- ・必要に応じてマーケティング、調査、レポート、提案を行うこと。

ウ リスク管理

- ・受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業における特許侵害などのリスクがないこと。

④システムの詳細要件

ア 求職者向けの環境

- ・自治体の公式マッチングサイトを構築すること。
- ・1日単位・数時間での応募・就業を可能にすること。
- ・求職者は勤務時間を自分の希望にあわせ調整し応募ができること。
- ・労働条件通知書、給与明細、源泉徴収票などの帳票類が発行され確認できること。
- ・企業、求職者双方が評価やレビューを確認できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEBブラウザやアプリケーションで利用できること。

イ 企業向けの環境

- ・企業向けの問合せ・申込サイトを構築すること。
- ・企業向けの管理画面があり企業各社にあった利用設定ができること。
- ・求人企業は応募者の選考ができ、最適な人材を採用できること。
- ・雇用契約、給与計算、給与支払い、各種帳票作成と管理、月次／年次の帳票発行を各社が設定し自動化できること。
- ・労働時間と拘束時間を管理する勤怠管理の仕組みがあること。
- ・給与の前払いなど、求職者の意思に応じた柔軟な給与支払いを企業の負担を増やさずことなく実現できること。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEBブラウザやアプリケーションで利用できること。

ウ 自治体向けの環境

- ・自治体向けのデータ分析サイトを構築すること。
- ・法改正等に合わせたアップデート機能を持ち合わせていること。
- ・システムはパソコン、タブレット、WEBブラウザで利用できること。

(3) 告知の実施

求職者向け応募サイト及び企業向け申込サイトの認知度向上及び登録促進に向けて広く周知を図ること。

(4) 求人の開拓

マッチングプラットフォームが、市内企業の人材確保に向けて有効な手立てとなるよう、関係機関・団体と連携し、単日短時間就労による求人開拓を行うこと。また、不正な求人が無いよう、監視できる体制を構築すること。

①企業向け説明会の企画・実施

②個別企業への訪問説明の実施

(5) 関係機関等との連携

連携が必要な関係機関・団体等を把握した上で、連携の効果的な手法を提案し、実施すること。

(6) 運営体制及び全体スケジュール等の提出

業務責任者及び部門別責任者等を明記した体系図並びに契約期間中の全体スケジュールを提示すること。なお、各責任者の氏名、連絡先を追記したものを、契約締結後1週間以内に提出すること。

(7) 運営事務局の整備

事業の問い合わせ、事業参加申込の受付等を行う事務局を設置すること。

(8) 実績報告

本事業実施後、毎月の実績を様式に記載し、翌月の7営業日以内に市へ報告すること。報告は書面及びデータによるものとし、編集可能な形式とする。また、パスワードにより保護すること。なお、3月の実績報告については、令和8年3月31日までに提出すること。

(9) 事故等報告

支援対象者の事故等（疑いを含む。）が発生した場合は、市へ直ちに連絡をし、その後の市の指示に従い、報告すること。

(10) その他

ア 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあっては、市との協議を要するものとする。

イ 業務の履行にあたり、市と十分な打合せを行い進めること。十分な知識を有する者を配置すること。

ウ 本仕様に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、市と別途協議する。

8 関係法令の遵守

関係法令等の定めに従い、業務の履行に当たり必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等を契約締結後速やかに行うこと。届出、手続等を行う際は、事前に市の承認を受けること。

9 受託者の責務

(1) 受託者は、市の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、事業参加者からの苦情については、誠意をもって対応すること。

(2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(3) 事業実施に関わる留意事項

ア 受託者の呼称

受託者は事業の実施に当たり、自社の名称の前に「富士宮市」等の文言を入れ、市からの受託であることを示すこと。

例)「富士宮市富士山SDGs人材マッチングサイト運営事業 受託事業者 株式会社〇〇」

また、チラシ・ポスター等へ受託事業者であることを明記する場合は、「富士宮市」から委託を受けている旨を表示すること。

例)「本事業は富士宮市より委託を受け、株式会社〇〇が運営しています」

イ 目的外行為の禁止

本事業の実施にかかる業務以外の行為（例：受講者に対して、受託者が主催するセミナー等への受講の勧誘など）は禁止する。

(4) 本事業の実施にあたって、求職者及び企業に対し社会通念上不適切な食事、酒、現金・金券類等を提供してはならない。

10 成果目標

事業の目標数を下表のとおり設定する。

プラットフォームにおける採用件数	1,300 件以上
プラットフォームにおける企業の求人件数	7,800 件以上

11 市への報告

(1) 提出内容

ア 月ごとの業務報告書

イ 事業完了報告書（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）必要事項として、プラットフォームにおける事業所数、求職者数、求人件数、応募件数、採用件数など受託者決定後に協議する。

ウ 本市との協議記録

エ その他、委託業務で使用した資料等（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）

（２）提出期限

事業完了時（令和８年３月３１日）とする。データ納品の際は、ウイルスチェックを行い、正常な状態で納品する。

（３）提出場所

富士宮市企画部企画戦略課

富士宮市弓沢町１５０番地 ３階

１．２ 実施体制

委託業務の実施にあたっては、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任をおくこと。

１．３ 再委託の制限

（１）業務の全部を第三者に委託してはならない。

（２）業務の一部を再委託するときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

１．４ その他

（１）業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法・富士宮市個人情報の保護に関する法律施行条例に則り適切に管理する。

（２）本業務にかかる作成物、成果品の著作権は市に帰属する。画像、システム等既に著作権を有するものについては、この限りではないが、本市が使用することについて問題が発生しないように適切な対応を行うこと。

（３）本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

（４）業務の遂行にあたり、市と十分な打ち合わせを行い、その指示に従う。

(5) 本仕様書に明記のない事項や、本仕様書内容に疑義が生じた場合、あるいは業務に関して事故や問題等が生じた場合は、速やかに市に報告し、協議する。

(6) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分に理解すること。なお、本市で定める規程類は、本市のホームページ（https://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal_government/sf2plr0000001ys0.html）の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

15 問い合わせ

富士宮市企画部企画戦略課

電話 0544-22-1113 FAX 0544-22-1206